

契 約 書 (案)

1 業務名称	大阪はびきの医療センターの患者等給食業務										
2 履行場所	大阪はびきの医療センターの指定する場所										
3 履行期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで										
	契約金額		十億		百万		千		円		
4	うち取引に係る 消費税、及び地 方消費税の額		¥								
	(注)「取引に係る消費税、及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条 第1項、及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82、及び第72条の83の規定 により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。										
5	契約保証金	納付（又は免除）									
6	適用除外条項	な し									

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、発注者、及び受注者が各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号
地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪はびきの医療センター
院長 山口 誓司

受注者

代行者
(代行保証人)

(総則)

- 第1条 発注者、及び受注者は、この契約書（仕様書、及び質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認、及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者、及び受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起、又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所、又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 10 受注者は、この契約を履行するに当たり、出向社員、又は派遣社員を受け入れて業務を行うときは、別記「委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約金額の内訳等)

- 第2条 発注者が受注者に委託する患者給食の種類、及び内容は、別添仕様書によるものとし、患者給食業務委託料の内訳は、次のとおりとする。

月 額 金 円
(消費税、及び地方消費税額を含む。)

(内訳)

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

年度額 金 円
(消費税、及び地方消費税額を含む。)

- 2 月額の契約金額（以下「契約代金」という。）は、前項に定める月額の金額とする。ただし、契約期間に1か月未満の端数が生じたときは、その月の契約代金は、日割計算によって算定するものとする（1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）。

3 給食材料については、発注者は受注者に前2項に規定する患者給食業務委託料とは別に次の単価を給食材料費として支払う。

一般食、特別食、家族食、職員食（当直食）、病児保育食、アレルギー食

1食当たり 円（消費税、及び地方消費税を除く。）
(朝食、昼食、夕食の平均)

出産祝膳 1食当たり 円（消費税、及び地方消費税を除く。）

4 前項のほか、以下に定める食事、材料については次のとおり取り扱う。

小児食、及び幼児食の10時・15時のおやつ 各朝食、昼食に含む

分割食の10時・15時の食事 各朝食、昼食に含む

経口負荷試験食の午前・午後の試験食 各朝食、昼食に含む

欠食締切時間以降の欠食 各食数に含む

予備食 各食数に含まない

検食（医師1食、栄養士1食） 食数に含む（ただし、受注者の検食費を除く）

ミルク缶、経腸栄養剤 実費請求

栄養補助食品（栄養管理の目的に追加する場合） 実費請求

また、運営状況により適時見直しを行う。

（契約の保証）

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債、又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額、又は登録金額による。
- (2) 政府の保証のある債券、又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額、又は登録金額（発行価格が額面金額、又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- (3) 銀行、又は発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金、及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下当項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (4) 銀行、又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- (5) 銀行、又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

- (6) 銀行、又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部、又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (2) 受注者が、過去2年の間に発注者、国（公社、及び公庫を含む。）、地方公共団体、又は公共的団体と種類、及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められる場合における受注者からの契約保証金免除申請
- 3 前項第1号の場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の5に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受注者は、この契約により生じる一切の権利、又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

（再委託等の禁止、及び誓約書の提出）

第5条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者、又は下請負人の名称その他発注者が必要とする事項について書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

- 2 受注者が前項の規定により、業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。
- (1) 受注者は、次のいずれかに該当する者を受任者、又は下請負人としてはならない。
 - ア 入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）
 - イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）
 - 第3条の第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第9条の第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

エ 第32条の第2項第12号に掲げるアからエのいずれかに該当する者

- (2) 受注者は、業務上知り得た個人情報の保護、及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他受任者、又は下請負人が遵守すべき事項として発注者が定めた内容を記載した誓約書を、受任者、又は下請負人の全ての者に提出させなければならない。
- (3) 受注者は、受任者、又は下請負人の行為の全てについて責任を負うものとする。
- 3 受注者は、受任者、又は下請負人それぞれから大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が入札参加除外者、誓約書違反者、又は第32条の第2項第12号に掲げるアからエのいずれかに該当する者を受任者、又は下請負人とし、又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第10条の第2号に規定する者と契約を締結していると認められる場合は、受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

（法令上の責任等）

第6条 受注者は、業務に従事する調理業務従事者（以下「従事者」という。）並びに第12条の第1項に規定する業務責任者、及び業務責任者代理（以下「業務責任者等」という。）の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上的一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

- 2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上の全ての問題について責任を負うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（人権啓発研修）

第8条 受注者は、業務責任者等、及びその他従事者が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

(秘密の保持、及び資料等転用の禁止等)

第9条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、従事者にも適用するものとする。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を本業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

(契約期間、及び更新)

第10条 本契約の契約期間は1年とする。

- 1 契約日から令和8年3月31日までは、引継ぎ及び準備期間とし、その間に発生する経費については全て受注者の負担とする。
- 2 本契約は発注者又は受注者から契約期間満了の90日前までに文書にて協議の申入れがなければ、1年ごとに更新されるものとする。更新は最大2回までとする。なお、更新においては、発注者は事前に受注者の業務履行状況を検証し、可否を判断することとする。
- 3 前項の申入れについては、発注者及び受注者双方にて速やかに協議し、更新の可否を決定する。協議が整わなかった場合、発注者又は受注者は契約期間満了をもって本契約を終了することができる。
- 4 前項により本契約を終了する場合は、発注者及び受注者双方は次の契約に関する準備を行うため、本契約を終了することが決定した時点から、6カ月から9カ月（本契約期間を含む）の間で契約期間を延長する。なお、**延長期間**については協議の上、決定する。
- 5 受注者は契約期間内に本業務を次の受注者へ円滑に引き継ぐものとする。
- 6 受注者は、発注者又は次の受注者が求めた場合、必要な資料・情報を速やかに提供するものとする。
- 7 発注者による監査、行政機関等による指導・監査に誠実に協力すること。

(特許権等の使用)

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様、又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様、又は工法を指定した場合において、共通仕様書、及び業務別仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に要した費用を負担しなければならない。

(受注者の業務責任者等)

第12条 受注者は、業務の指揮監督をするため、仕様書で定める業務責任者（受託責任者、調理責任者、衛生管理者）を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結時に発注者に届け出なければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする。

- 2 発注者は、受注者の置いた業務責任者等が、業務の処理、及び管理につき著しく不適

当であると認められる場合は、その理由を明らかにし、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(従業員の配置等)

第13条 受注者は、従業員の構成については、別添仕様書の条件を満たす人員配置をするものとし、欠員を生じることのないようにすること。

- 2 受注者は、業務責任者、及び従業員の名簿、経歴書、健康診断書、検便報告書等別添仕様書で定める書類を契約締結後速やかに発注者に提出しなければならない。なお名簿には従業員の所有資格、及び受注者における従事期間を明記するものとする。また、業務責任者、及び従業員に変更があった場合においても速やかに発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、従業員を特別な理由がない限り、頻繁に代えることのないよう留意すること。やむを得ず変更する場合は発注者の承認を受け、業務の質の低下を招かないよう受注者の責任において引継を行うこと。
- 4 発注者は、受注者の従業員について、業務の遂行に当たり著しく不適当であると認めたときは、受注者に通知してその交代を求めることができる。
- 5 受注者は、前項の要求を受けたときは、適切な処理を行い、その結果を発注者に報告しなければならない。
- 6 受注者は、別添仕様書に基づく業務についての各作業マニュアル、及び作業スケジュール並びに月間勤務表を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出するものとする。なお、月間勤務表は、従業員の氏名記入の上、当該月の一週間前に提出すること。

(業務の代行)

第14条 受注者は、倒産、民事再生、会社更生、破産、設備故障等の重大事故、従業員の大量離職等、業務の継続が困難となる事由が発生した場合においても、発注者の給食提供が中断されないよう、必要な代行措置を講じるものとする。

- 2 前項の代行措置には、受注者の関連会社、協力会社、又は第三者による代替的な調理・配達・人員派遣等の手配を含むものとし、受注者はこれらの手配に要する費用を負担するものとする。
- 3 同条の第1項の事由が発生した場合、受注者は直ちに発注者へ通知し、発注者が次の受注者を確保するまでの間、最大6ヶ月を限度として、前項の代行措置により業務を継続するものとする。
- 4 受注者が前各項の義務を履行しないことにより発注者に損害が生じた場合、受注者はその損害を賠償する責任を負う。ただし、不可抗力により履行が客観的に不可能であると発注者が認める場合はこの限りでない。

(災害発生時の措置請求)

第15条 地震、風水害、その他の異常な自然現象、又は大規模な火災、その他の大規模な事故により生じる災害が発生した場合や、食中毒等により患者給食提供が滞った場合、行政機関の指導等その他不可抗力に該当する事由が発生した場合、受注者は可能な限り業務継続のための措置を講じ、発注者の給食提供が中断されないよう最大限努力するものとする。

(従事者に関する措置請求)

第16条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の従事者が業務の履行について著しく不適当であると認められる場合は、その理由を示し、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(臨機の措置等)

第17条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者が協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者、又は施設管理責任者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
- 4 受注者が同条の第1項、又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、発注者がこれを負担するものとする。

(施設並びに備品の貸与)

第18条 発注者は、受注者に対し別添業務仕様書別紙に掲げる施設並びに設備・備品を本契約期間中無償で貸与するものとし、受注者は発注者に借用書を提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定に基づき貸与された施設並びに設備・備品等（以下「貸与備品等」という。）について、常に善良な管理者の注意をもって維持管理に当たるとともに、契約に定める事項以外にこれを使用してはならない。
- 3 受注者は貸与備品等に修理、又は補充等の必要が生じたときは、速やかに発注者に報告することとし、発注者はその必要性を認めたときは、発注者の責任において処理するものとする。

ただし、受注者の責めに帰する理由により、修理、又は補充等の必要が生じたときは、受注者は発注者の指示に従い、受注者の費用をもって処理しなければならない。

- 4 受注者は、貸与備品等を第三者に転貸してはならない。

(控室等)

第19条 発注者は、業務の実施につき必要があると認めるときは、受注者に対して控室、

及び資機材置場等（以下「控室等」という。）を用意するものとし、その場所は、発注者が別に指定する。

- 2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けたときは、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還するときは、これらを原状に回復しなければならない。

（経費の負担）

第20条 業務の履行場所において、受注者が作業を実施するために直接使用する電力、水道、及びガスにかかる料金については、これを発注者が負担する。受注者は、作業を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

- 2 受注者が業務を実施するに当たって使用する貸与備品等の修理等の経費は、発注者が負担する。ただし、受注者に過失がある場合においては、受注者の負担とする。

（関連作業を行う場合の措置）

第21条 発注者は、受注者の業務の履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者受注者協力して建築物の保全に当たるものとする。

（事故発生時の報告）

第22条 受注者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

（業務状況の報告）

第23条 受注者は、業務仕様書に定めるところにより、報告書等を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく、業務完了届を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項に定めるほか、必要と認められるときは、受注者に対して業務の処理状況、及びその結果について調査し、又は報告を求めることができる。

（検査）

第24条 発注者は、前条の第2項の業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了の通知を業務完了届の提出とみなして前項の規定を適用する。

（契約代金の支払）

第25条 受注者は、前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約

代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受理した日から30日以内に契約代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(契約金額の変更等)

第26条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により作業材料、及び労務賃金等に増減を生じた場合であっても、契約金額、又は業務仕様（以下「契約金額等」という。）は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が生じたため、契約金額等を変更しないことが著しく不適当であると認められる場合に限り、発注者受注者協議の上、契約金額等を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第27条 受注者は、業務の処理に当たり、この契約、及びこの契約に基づく発注者の指示に違反して、発注者、又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害のうち、発注者に過失が認められる場合は、発注者受注者共同してその損害を賠償するものとする。
- 3 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約、及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第28条 発注者は、引き渡された成果品が種類、品質、又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し、又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 同条の第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 契約の性質、又は当事者の意思表示により、特定の日時、又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞)

第29条 受注者は、業務の履行が受注者の責めに帰すべき事由により、遅滞したときは、当該業務に係る契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。

(一部不履行等)

第30条 業務の一部が不履行となったとき（第24条の検査に合格しないままとなった場合を含む。以下同じ。）は、契約代金から当該不履行となった業務に係る契約金額相当額を除外するものとする。

2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の任意解除権)

第31条 発注者は、次条、又は第32条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部、又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約、及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部、又は一部を履行しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第28条の第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者が債務の一部の履行が不能である場合、又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質、又は当事者の意思表示により、特定の日時、又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）、又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) この契約の締結、又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (9) 故意、又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (10) 第34条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (11) 第5条の第4項の規定により、発注者から委任、又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）、又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等、又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団、又は暴力団員を利用する等をしたと認められるとき。
 - ウ 役員等、又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団、又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益、又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団、又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
 - エ 役員等、又は経営に事実上参加している者が、暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ アからエのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、第5条の第1項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約、又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

3 次に掲げる場合には、発注者は、前条の第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第32条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止、及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条の第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項、及び第20条の第2項において準用する場合を含む。）、独占禁止法第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2、又は第20条の第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは独占禁止法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条、又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者に該当すると認められたとき。
- (6) 第5条の規定に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第33条 第32条、又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第34条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能

となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。解除することができる場合において、発注者に未払となっている契約代金があるときは、受注者の発注者に対する当該契約代金、及びこれに係る年3パーセントの割合による遅延利息の請求を妨げない。

(発注者の損害賠償請求権)

第35条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 第28条の第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第32条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 同条の第2項の場合において、第3条の第1項の規定により契約保証金の納付、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金、又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 同条の第2項、及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 同条の第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）、又は前項に定める場合が、この契約、及び取引上の社会通念に照ら

して受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、同条の第1項、第2項、及び前項の規定は適用しない。

7 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年3パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

(賠償額の予定等)

第36条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の総額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第32条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第32条の2第5号に該当したとき。
- 2 受注者が第5条の第1項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺)

第37条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権、及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約終了に伴う措置)

第38条 受注者は、この契約が期間満了、又は契約解除によって終了した場合において、

発注者からの支給材料があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は第24条の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が期間満了、又は契約解除によって終了した場合において、発注者からの貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意、又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が期間満了、又は契約解除によって終了した場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（以下「物件等」という。）があるときは、受注者は、物件等を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって物件等を処分し、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分、又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分、又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任期間）

第39条 発注者は、引き渡された成果品が種類、又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約期間終了後から1年以内にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求、又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（紛争の処理）

第40条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

（疑義等の決定）

第41条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

(別 記)

特記仕様書

I 妨害、又は不当要求に対する報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領の定めるところにより、暴力団員、及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求、又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者、及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、発注者、及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員、及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表、又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育、及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部、又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条の第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならぬ。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為、及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(1) 個人情報の利用者、作業場所、及び保管場所の限定、及びその状況の台帳等への記録

(2) 施錠が可能な保管庫、又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

(3) 個人情報を取扱う場所の特定、及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

(4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

(5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

(6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

(7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体、及びそのバックアップの保管状況にかかる確認、及び点検

(8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

(9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に關係のないアプリケーションのインストールの禁止

(10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

(11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法、かつ、公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査、及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ隨時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部、又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第6 第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性、及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理、及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務（別記「個人情報取扱特記事項」を含む。）を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為、及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（注）再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第8 (1) 関係 個人情報管理台帳（例）

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪○○○○センター 担当グループ・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	（例）紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	（例）申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	（例）○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	（「有」の場合、持出管理簿等を別途作成）
複写の有無	（「有」の場合、複写管理簿等を別途作成）
廃棄・返却年月日	
備考	

（注）受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

III 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府立病院機構が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記（2）に関して、受注業者から、業務の安全、かつ、確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、発注者に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業等の違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者、及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条の第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条の第1項に規定する制約書違反者、又は同規則第3条の第1項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

（用語の定義）

- (1) 「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「入札参加停止措置中の者」とは、次のア、又はイに該当する者をいう。
ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条の第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条の第1項に規定する誓約書違反者、又は同規則第3条の第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。

ただし、当該業務に係る入札公告日、又は見積書依頼日の1年以上前、かつ、入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向、又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。

- (4) 「子会社」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条の第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条の第4号に定めるものをいう。